

健康福祉部指定管理候補者選考委員会設置要項

(設置)

第1条 健康福祉部が所管する公の施設の指定管理候補者の選考、その他指定管理者制度の適正な運営を行うため、指定管理候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、健康福祉部長の要請に基づき次に掲げる事項を審査し、その結果について健康福祉部長に報告する。

- (1) 指定管理候補者の選考意見に関する事項
- (2) 指定管理者制度の適正な運営にあたっての助言等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康福祉部の指定管理者制度に関して必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、委員会の審査と利害関係を有しない外部の有識者5名で構成する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、健康福祉部の所管する公の施設のうち、指定管理者制度を導入する施設の指定管理者の指定を行うまでの期間とする。ただし、健康福祉部長は委員の同意を得て、これを延長又は短縮することができる。

2 委員が辞任したときは、これを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に互選によって委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 指定管理候補者の審査にあたっては、委員の過半数が出席しなければならない。

4 委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は当該施設の審査に参加できない。

(議事概要の作成)

第7条 委員会の審査結果については、議事概要を作成するものとする。

2 議事概要には、委員会の日時、議題、出席した委員の職氏名、審査結果、委員の意見の概要等を記載するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、指定管理者制度を導入する施設の所管課において処理する。

ただし、指定管理者制度を導入する施設の所管課が複数ある場合は、筆頭課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年9月13日から施行する。